

鳥取県スポーツ少年団顕彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県スポーツ少年団設置規程第4条第7号に基づき、本県スポーツ少年団の発展のため、功績のあった者並びに顕著な活動を行い、他の模範となるスポーツ少年団を顕彰する。

(顕彰の形式)

第2条 顕彰は、鳥取県スポーツ少年団本部長(以下「本部長」という。)名をもって行い、表彰状及び感謝状とする。

(顕彰の基準)

第3条 この顕彰は、次の各号に該当するものについて行う。

- (1) 永年にわたり、スポーツ少年団の登録者として、スポーツ少年団の指導・育成に尽力し、その功績が顕著なものを表彰する。
- (2) 団結成以来、永年にわたり顕著な活動を続け、他の模範となる市町村スポーツ少年団及び単位団を表彰する。
- (3) 永年にわたり、スポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のあった退任者に対し感謝状を贈呈する。
- (4) その他、顕著な功績があるとして本部長が特に認めた者を顕彰する。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、市町村体育・スポーツ協会会長及び市町村スポーツ少年団本部長が行う。

ただし、第3条第4号については、鳥取県スポーツ少年団常任委員会(以下「常任委員会」という。)の推挙による。

(顕彰の決定)

第5条 顕彰は、常任委員会が審査のうえ決定する。

ただし、第3条第3号については、本部長が専決することができる。

2 前項により専決した場合は、次期常任委員会に報告するものとする。

(規程の変更)

第6条 本規程の改正は、常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則

1 この規程は、昭和63年4月21日から施行する。

2 この規程施行に当たり、別に内規を設ける。

附則

この規程は、平成13年4月19日から施行する。

附則

この規程は、平成29年6月9日から施行する。

附則

この規程は令和2年11月27日から施行する。